

令和2年度インキュベーション施設整備事業発注者支援業務

『大熊町インキュベーション施設整備に係る

コンストラクション・マネジメント等業務』

公募型プロポーザル実施要領

令和2年10月

大熊町

1. 業務実施の背景と目的

大熊町では、町内の働く場所を確保するほか、新たな産業づくりや起業家を育てる環境を整備し、大熊町ならではの産業を長期に渡り生み出し続ける環境づくりを推進することで、移住・定住の促進や、ひいては長期持続的なまちづくりの基盤となる担い手の定着を図ることを目的に、特定復興再生拠点区域内にある大熊町立大野小学校をインキュベーション施設として再生する。

当該インキュベーション施設の整備にあたり、東日本大震災以降未利用である同校の一部を改築及び改修するため、当該整備に必要な設計及び工事に係るコンストラクション・マネジメント等業務（以下「本業務」という。）を委託する。

2. 業務内容及び成果品の仕様等

(1) 業務内容

令和2年3月に策定した『大熊町産業誘致に関する事業実施基本計画』を本業務の基本構想と位置づけるとともに、令和2年2月9日に発出した『大熊町 2050 ゼロカーボン宣言』及び今年度実施中の関連業務等やSDGsを踏まえるとともに、Society5.0到来を見据えた施設整備を行うための業務内容とする。

なお、本業務範囲の詳細及び成果品は、別添業務仕様書に記載のものを必須とし、追加的な業務が発生した際は、発注者と協議のうえ対応すること。

- ◇『大熊町産業誘致に関する事業実施基本計画』（令和2年3月）
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5884.pdf>)
- ◇『大熊町 2050 ゼロカーボン宣言』（令和2年2月9日）
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5680.pdf>)

(2) 成果品の仕様等

①電子データ形式

PDF形式、Microsoft word（doc又はdocx）形式、Microsoft Excel（xls又はxlsx）形式、Microsoft Powerpoint（ppt又はpptx）

②納入場所

大熊町役場 企画調整課（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

③その他留意事項

- ・成果品に関する著作権は、本町に帰属するものとする。
- ・本業務終了後に受託者の責任に帰する理由による成果品の不良個所が発見された場合は、大熊町が求める訂正又は修正若しくは交換等、必要な措置を速やかに講ずるものとし、これに要する費用は受託者の負担とする。

3. 関連業務等

- ①『大熊町第二次復興計画（改訂版）』（平成31年3月）
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/5143.pdf>)
- ②『大熊町産業創出基本構想策定及びインキュベーション施設整備業務』
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kikakuchosei/14573.html>)
- ③『大熊町ゼロカーボンビジョン策定支業務』
(<https://www.town.okuma.fukushima.jp/soshiki/kikakuchosei/14380.html>)

4. 本業務の予定契約履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

（ただし、全体としては、令和4年8月末頃までを想定。）

5. マイルストーン設定

本業務締結：令和2年12月上旬

設計業務完了：令和3年8月頃

工事着工日：令和3年9月頃

工事完成日：令和4年8月末まで

なお、本業務の企画提案にあたっては、当該マイルストーンの達成の重要性を認識すること。

6. 本業務の委託費

10,700千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

7. 本業務の対象施設

(1) 概要

規模：延床面積約1,852㎡（1階約931㎡、2階約921㎡）

構造：鉄筋コンクリート造、地上2階建

用途：事務所等（学校等からの用途変更）

(2) 所在地

福島県双葉郡大熊町大字下野上字清水230

(3) 概算事業費

未定

8. 整備対象施設の訪問

受託希望者は整備対象施設の現場訪問を可能とする。

なお、現場訪問する際は、必ず事前予約をすること。

期間：令和2年10月16日（金）～11月11日（木）まで 9時～16時

連絡先：大熊町役場 企画調整課（担当：南場、山上）／TEL：0240-23-7584

9. 委託候補者の選定方法等

(1) 委託候補者選定方法 …… プロポーザル方式（公募型）

(2) プロポーザル参加報償 …… 無償

(3) その他 …… 大熊町プロポーザル方式実施要綱（平成29年2月23日付け訓令第3号）に基づき実施。

10. 企画提案書提出者資格要件

企画提案に参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人（代表企業を定めたコンソーシアム体制も可）であり、以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による指名の停止を受けていないこと。

(3) 公告の日から入札等の日までの間に、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（最終改正令和2年3月31日福島県総務部長通知）による建設工事等の請負契約に係るすべての競争入札への参加を制限する措置が講じられていないこと。

(4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (5) 平成 31・32・33 年度又は令和 1・2・3 年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務提供等」の「A」、
「B」、 「C」 または 「D」 の等級に格付けされ、東北地域の競争参加地域を有する者であること。
- (6) 役員に、次の①又は②のいずれにも該当する者が居ないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当するものでないこと。
 - ①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
 - ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (8) 租税を期限内に完納していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (10) 日本国の建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所の登録、または、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている者であること。
- (11) 本業務に適正な技術者を配置できる者であること。

11. スケジュール及び手続き方法等

(1) 公募型プロポーザル実施要領の公表

- ①公表日：令和2年10月16日（金）
- ②公表場所：大熊町ホームページ

(2) 実施要領に関する質問受付・回答

- ①受付期間：令和2年10月16日（金）～令和2年10月29日（木）まで（閉庁日を除く）までとする。ただし、最終日は正午までとする。
- ②提出方法：質問書（様式第1号）に記載のうえ、電子メールで送付することとし、件名は、「【質問】大熊町インキュベーション施設整備に係るCM等業務プロポーザルについて」とすること。
なお、電子メールの受信確認を大熊町役場 企画調整課（TEL：0240-23-7584）あてに行うこと。また、電話での質問は受け付けない。
E-mail：kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp（企画調整課長 宛）

- ③回答期間：令和2年10月16日（金）～令和2年11月5日（木）

- ④回答方法：質問者に対しては、随時電子メールで回答するとともに、受け付けた全ての質問に対する回答は令和2年11月5日（木）までに大熊町ホームページに掲載する。

(3) 一次審査書類（プロポーザル参加表明書 兼 提案資格確認申請書及び必要書類）の提出

- ①受付期間：令和2年10月16日（金）～令和2年11月6日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までに必着とする。
- ②提出方法：参加表明書 兼 提案資格確認申請書（様式第2号）に記載のうえ、必要資料を添えて、郵送または持参により提出のこと。

- ③必要書類 ・参加表明書 兼 提案資格確認申請書（様式第2号）
・守秘義務誓約書（様式第3号）
・暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
・会社概要（様式第5号）
・本公募型プロポーザル実施要領10.（5）に定める全省統一参加資格の写し
・本公募型プロポーザル実施要領10.（10）に定める要件を満たすことを証するものの写し
・直近3期分の貸借対照表及び損益計算書
・企業パンフレット等

④提出先：大熊町役場 企画調整課（〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）
※提出後に改めて説明を求める場合がある。

（4）一次審査結果（提案資格確認結果通知書）及び有資格参加表明者への企画提案提出要請書の送付

選定方法：10. 企画提案書提出者資格要件に照らし、有資格参加表明者として通知する。

送付期日：令和2年11月6日（金）

送付方法：電子メール及び郵送（送付期日に発送）にて通知する。

（5）企画提案書の提出

①受付期間：令和2年11月6日（金）～令和2年11月12日（木）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日の正午まで必着とする。

②提出方法：企画提案書提出届（様式第6号）に記載のうえ、必要資料を添えて、郵送または持参により提出のこと。

③必要書類：「12. 企画提案書の受付」を参照のこと。

④提出先：大熊町役場 企画調整課（〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

（6）二次審査（書類審査）の開催

有資格参加表明者からの企画提案提出届が6社以上からあった場合は、企画提案書をもとに書類審査を実施し、審査基準別表）に基づき上位5社を選定する。

①審査基準

審査項目1 - CMRの業務実施体制及び業務実施能力

審査項目2 - チーム及び従事予定のCMRの経験及び実務実施能力

（補注）組織として、発注者の補助者・代行者の機能を果たすものを「CMR」と表記し、CMRのリーダーとしての個人を「CMR」と表記。以下同様。

②送付期日：令和2年11月20日（金）

③送付方法：電子メール及び郵送（送付期日に発送）にて通知する。

（7）二次審査（最終審査）によるプレゼンテーション及びヒアリング並びに審査委員会の開催

①開催日：令和2年11月27日（金）を予定。

②開催場所：大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717）

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限（自粛）等の要請が発令されているなど大熊町役場への参集が難しい場合は、リモートによるプレゼンテーション及び質疑応答等のヒアリングを実施する。

（8）二次審査（最終審査）の通知及び契約の締結予定

①結果通知：令和2年12月3日（木）予定

②契約締結：令和2年12月11日（金）予定

12. 企画提案書の受付

(1) 提出書類（言語は日本語とする。）

- ①企画提案書提出届（様式第6号）
- ②類似実績（様式第7号）
- ③担当スタッフの資格・業務経歴（様式第8号）
- ④企画提案書（様式自由）
- ⑤体制図（様式自由）
- ⑥概算見積書（様式第9号）及び見積内訳書（別添）

(2) 提出部数

原本1部（ただし、上記（1）②～⑤については写し12部を併せて提出のこと）

(3) 企画提案参加に際しての注意事項

①企画提案書の容量等

企画提案書はA4サイズ10ページ以内（フォントサイズ11ポイント以上、1ページ当たり1,600文字程度以内）とすること（A3サイズも使用可能だが、A4サイズ2ページとしてカウントする）。

本業務公募型プロポーザル実施要領「2.（1）業務内容」及び別表「公募型プロポーザル審査基準」を踏まえて作成すること。また、提案は、本要領を十分理解した上での提案とされたい。

②失格または無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合

③複数提案の禁止

有資格参加表明者は、複数の提案書の提出はできない。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥費用負担

企画提案書の作成や提出など企画提案の参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑦個別名の掲載の禁止

プレゼンテーション資料は企画提案資料のみとし、個別名が特定できる文言は掲載しないこと。

13. 二次審査（最終審査）・契約に係る事項

(1) 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ①開催日時 令和2年11月27日（金）を予定。
- ②開催場所 大熊町役場（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717）
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動制限（自粛）等の要請が発令されているなど大熊町役場への参集が難しい場合は、リモートによるプレゼンテーション及び質疑応答等のヒアリングを実施する。
- ③委員会構成 本業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱（令和2年10月9日付け大熊町訓令第23号）に基づき委嘱する5名以上の委員により構成する。

④審査基準

項目	全体に占める割合	評価基準
審査項目 1	65/100	別表
審査項目 2	35/100	別表

⑤注意事項

ア 参加資格については、「10. 企画提案書提出者資格要件」に係る事項に基づき、企画調整課において審査し、二次審査（書類審査及び最終審査）については、審査委員会において審査及び評価する。

イ 受託候補者は発注者に対して提案書のプレゼンテーションを実施する。

なお、現時点では、11月27日（金）各社20分程度の説明及び10分程度の質疑応答を行うことを予定している。また、提出物のみを使用することとし、追加の資料の使用は許可しない。

ウ プレゼンテーションの出席者は4名以内とする。

エ 見積書の提示金額が委託費の上限を超えている場合は、審査から除外する。

⑥企画提案書の審査方法

委託候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル審査基準（別表）に基づき、事業者から提出のあった企画提案の内容や、事業者からのプレゼンテーション及び事業者へのヒアリング（非公開で実施）内容に基づき審査を行い、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、選定する。

⑦契約候補者の選定

審査結果に基づき、総合評価点数において、最高点を得たものを契約候補とする。

ただし、同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。ただし、審査項目1の得点が40点以下、審査項目2で20点以下、合計60点以下の者については、契約候補者として特定しない。

(2) 審査結果の通知

審査結果は速やかに参加者に電子メールにて通知する。

ただし、審査結果についての意義申し立ては受け付けない。

(3) 契約の締結

選定した契約候補者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確認した上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、契約候補者と町の協議により決定する。

14. 契約方法及び遵守すべき法令等

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規程による随意契約とする。また、大熊町と本業務の実施に係る契約を締結する者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

15. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託に関する事項

受託者は、受託を行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うために必要な業務については、町と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。予定がある場合は実施体制に詳細を記載のこと。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「大熊町個人情報保護条例」に基づき、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

16. 応募・照会等窓口

大熊町役場 企画調整課（担当：菅原、山上、南場）

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL：0240-23-7584、FAX：0240-23-7844

E-Mail：kikakuchosei@town.okuma.fukushima.jp

公募型プロポーザル審査基準

◇審査項目1 - CMRの業務実施体制及び業務実施能力

評価項目	評価基準	評価(配点)
A. 業務目的に対する理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の背景を認識しつつ、業務目的を十分理解したうえで実施方針が策定/提案されているか。 ・地方公共団体におけるCM業務の必要性を認識した業務提案が為されているか。 	5段階評価(5点)
B. 業務実施方針の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・2.(1)業務内容及び関連業務等を踏まえた実施方針/業務提案が為されているか。また、それらの課題認識と解決へ向けた方向性について、独自性・先進性のあるテーマ設定が為されているか。 	5段階評価(10点)
C. 業務実施手法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するに当たり、具体的かつ効率的な実施方法が提案されているか。また、事業の成果が高められる創意工夫のある提案となっているか。更に、それを実施した際、十分な効果を発揮できる内容となっているか。 ・設計者及び施工者選定におけるプロセスや評価のポイントは妥当か。 ・業務実施方針を踏まえ、コスト管理・スケジュール管理・品質管理に関する観点は妥当か。 	5段階評価(20点)
D. 業務実施計画等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するに当たり、合理的かつ現実的な実施計画が策定されており、アカウントビリティ確保に対する方針は妥当か。 	5段階評価(10点)
E. 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に適した要員を確保するとともに、適切な役割分担が構築されているか。 ・不測の事態にも対応できるバックアップ(人員補助・情報連携)体制が構築されているか。 ・設計者や施工者の選定に際し独立性が確保されているか。 	5段階評価(10点)
F. 類似実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関する知識や知見などのノウハウのほか、業務遂行に優位となるネットワークを有しているか。 ・今回業務と同等ないし、同等以上の規模の業務を受託した実績はあるか。 	5段階評価(10点)
小計		65/100点

◇審査項目2 - チーム及び従事予定のCMrの経験及び実務実施能力

評価項目	評価基準	評価(配点)
A. 統括責任者の能力及び発注担当者との協調力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を統括する責任者は、必要な知識、経験を有し、チームに対する指導・監督能力を有しているか。また、発注者との協調力を有しているか。 	5段階評価(10点)
B. 従事予定CMrの能力及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ・従事予定のCMrは、専門的な知識や経歴、業務遂行に有効となる資格(日本CM協会CCMJ等)を有しているか。 ・従事予定のCMrは、今回業務と同等ないし、同等以上の業務内容に関するCM業務の実務経験はあるか。 	5段階評価(20点)
C. 手持ち業務	<ul style="list-style-type: none"> ・従事予定のCMrは、本業務に対応できるキャパシティを有しているか。 	5段階評価(5点)
小計		35/100点